

令和5年9月26日

各取引業者 様

山口県森林組合連合会

弊会のインボイス制度対応について

平素は、弊会の業務につき、ご理解、ご協力を賜っておりますことに対しまして、厚くお礼申し上げます。

さて、インボイス制度につき、令和5年10月1日より開始されることに伴い、弊会は、下記の通りとします。

記

1. 課税事業者

これまでの消費税取扱に変更ありません。

2. 免税事業者

令和8年9月30日までの取引については、担当者にお問い合わせください。